

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金について

■新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けている医療機関等の負担軽減を図るため、一時支援金を支給します。

1. 支援金の概要

【支給対象施設】 大阪府内に所在する保険医療機関（病院、診療所）、保険薬局、助産所及び指定訪問看護事業所
※ただし、国又は地方公共団体が開設する医療機関及び介護保険適用の訪問看護のみを行っている指定訪問看護事業所は除く。

【支給額】

施設区分	支給額
病院、2床以上の有床診療所	15,000円×許可病床数
上記以外	30,000円

【支給要件】 令和5年1月1日現在、支給対象施設として運営しており、申請日時点において廃止・休止の予定がないこと

2. 申請手続

【受付期間】 令和5年1月10日（火曜日）から同年2月10日（金曜日）まで
※申請状況等に応じて期限延長を検討します。

【申請方法】 原則、オンライン申請（スマートフォン、パソコンから）
※受付開始と同時に府ホームページに申請方法等を掲載（当初はオンライン申請のみでスタート）
※紙申請については、準備が整い次第案内予定

【支給時期】 令和5年1月下旬頃から3月下旬までの間に、審査完了後、順次支払予定

オンライン申請の流れ

- ①利用者登録
◆初回のみ。メールアドレスが必要です。
- ②申請内容の入力
（申請施設情報、申請者情報、振込口座情報など）
- ③添付書類のアップロード
◆通帳の写しなど振込口座情報がわかる資料の電子データが必要です。